

2011年12月21日

最高裁判所第一小法廷 御中

分限免職処分取消請求上告事件（平成23年（行ツ）第328号）
同 上告受理申立事件（平成23年（行ヒ）第367号）

要 請 文

上告人・上告受理申立人 疋 田 哲 也
同 代理人弁護士 津 田 玄 児
同 代理人弁護士 福 島 晃
疋田分限免職取消訴訟を支える支援の会
代表 荒 井 容 子

第1 要請の趣旨

上記上告人にかかる、分限免職取消請求事件については、口頭弁論を開いた上で、慎重に審理をされることを要請します。

第2 要請の理由

1 本件は、東京都の公立中学校の教員であった上告人が、折から上告人の教育内容に関連して校長・教頭から圧力をかけられていたところ、上告人が起こした体罰事件を契機として、体罰事件以外にも職務命令違反行為などを理由とされ、資質改善のための研修継続中であつたにもかかわらず、突然に分限免職処分が発令された事案です。

2 本件においては特異かつ不可解な点が数多く見受けられます。詳しいことは、上告理由書および上告受理申立理由書で述べたとおりですが、具体的には

①職務命令違反（私物撤去、自動車通勤）については、特段事故扱いもされていなかったこと。

特に、自動車通勤問題についてはすでに解決済みであったこと。

②体罰については、上告人は十分に反省し、それどころか研修等により体罰に対する認識を深めたにもかかわらず、さらには通常体罰案件の懲戒処分としては免職相当に至らない事案であつたにもかかわらず、分限制度を利用して免職とされたこと。

③同時期に、校長・教頭が、他の教員による、本件の体罰事件以上の重大な体罰事件を認識していたにもかかわらず、他の案件についてはもみ消しに動き、上告人の案件については、逆に被害生徒・保護者との関係を悪化させてまで騒動を大きくする行為に出たこと。

④上告人の26年にわたる教員生活の最後の2年弱の行為、最後の校長・教頭の期間の行為のみが問題となり分限理由とされ「矯正しがたい持続的な性格の表れ」とされてしまったこと。それまでの24年間については何だったのか？というのが正直な疑問であること。

④上告人が「資質向上のための研修」を受けていたにもかかわらず、その研修成果を処分者の誰一人として見ることもないままに、分限免職処分がなされたこと。などです。

3 上記指摘した問題は、最高裁の昭和48年分限免職処分事件判例において示された「要考慮事項の不考慮、考慮禁止事項の考慮は違法」とする判断基準にも明確に反するものです。

4 また、体罰案件としては懲戒免職相当とは言えない案件について、懲戒制度を用いず、本来、教職員も含めた公務員の身分保障制度であるはずの分限制度を用いて、明確な基準もないままのフリーハンドによる免職処分を行った点で、公務員の身分保障、労働者の労働する権利を大きく侵害するものであり、その点でも極めて異例かつ重大な事案です。

5 上告理由書等においても述べておりますが、上告人は、教員としては通常の教員以上の高い能力と意欲を持って、生徒の教育に尽力してきました。その成果は、NHKのドキュメンタリーにも取り上げられたり、「中学生日記」のモデルにまでなっています。

6 かような教員に対して、「分限免職」という本来、公務員を保護するための制度を濫用して、懲戒では免職に至らない案件でも容易に免職させられることは、教員の身分を不安定にするものであり、そのことは、教員の創造的な教育実践を萎縮させ、最終的には生徒・児童が有しているはずのよりよい教育を受ける権利を侵害することにもなります。

7 教員の分限免職処分については、近時、最高裁でもこれの取消を認める事例が相次いでおります。

その一方で、東京都や大阪府などでは、教員の分限免職を容易にしようとの動きもあり、かような動きについては教育関係者、法学関係者等からも批判が出ています。

8 本件につきましては、上記のとおり、最高裁48年判例に違反するという問題のみならず、今後の教員の教育活動の制約の問題、ひいては児童生徒の教育を受ける権利侵害につながる重大な案件です。

上告人としまでも、この重大性を認識し、教育学・法学関係者に意見書を依頼しているところでもあります。

以上の次第ですので、本件につきましては、慎重な上にも慎重な審理をされ、さらには口頭弁論を開いた上で、適正な判断を出されますよう、要請する次第です。 以上